

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成21年11月17日に、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「〇〇〇〇〇〇（岡山県知事〇〇〇〇〇〇）に係る①経審 平成21年度の分全て（添付資料含め全て）及び②総合評定値通知書（H19.20.21年分）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書を、上記①及び②に対応するものとして、以下のように特定した。

〇〇〇〇〇〇（岡山県知事許可〇〇〇〇〇〇）に係る次の文書

①経営規模等評価申請書・総合評定値請求書及び添付資料（平成〇〇年〇〇月〇〇日受付分）（以下「文書①」という。）

②経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（平成19年度、平成20年度、平成21年度）（以下「文書②」という。）

その上で、実施機関は、以下の部分が条例第7条第2号に該当することを理由として非開示とし、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年11月26日付けで異議申立人に通知した。

(1) 文書①のうち、経営規模等評価申請書別紙二の技術職員名簿のうち役員を除く者の氏名、生年月日及び資格者証交付番号（以下「非開示部分①」という。）

(2) 文書①のうち、工事経歴書のうち配置技術者氏名欄中役員を除く者の氏名（以下「非開示部分②」という。）

(3) 文書①のうち、実務経験証明書のうち役員を除く者の氏名、住所及び採用年月日（以下「非開示部分③」という。）

3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成21年12月1日に、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成21年12月9日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消（破棄）して全部開示決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

社会正義の実現と社会秩序の維持と公共の福祉向上のため、公益上の理由による裁量的開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 文書の一部開示について

(1) 非開示部分①「経営規模等評価申請書別紙二の技術職員名簿のうち役員を除く者の氏名、生年月日及び資格者証交付番号」

(2) 非開示部分②「工事経歴書のうち配置技術者氏名欄中役員を除く者の氏名」

(3) 非開示部分③「実務経験証明書のうち役員を除く者の氏名、住所及び採用年月日」

以上の非開示部分①から③までは個人に関する情報であるので、個人のプライバシー保護のため、非開示としたものである。

なお、役員の氏名については、建設業法（昭和24年法律第100号）において許可申請書を閲覧に供することにより公にすることが予定されていることから、開示としたものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、社会正義実現と社会秩序の維持、公共の福祉向上のため、上記文書①について開示決定を求めているが、非開示情報は個人情報であり、非開示により保護される利益に優越する公益上の理由があるとは認められない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、文書①である。

2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項等について

(1) 条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる

ることとなるものを含む。)」を原則として非開示とすることを定めたものである。

その一方で、同号ただし書イにおいて、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については開示することとしている。何人も知り得る状態に置かれている情報については、個人の権利利益の保護の観点からは非開示とする必要がないためである。

また、条例第3条第1項において「実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、本号の解釈、運用に当たっては、この規定の趣旨を十分に尊重する必要がある。

(2) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定しており、対象公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものである。

3 非開示条項該当性等の具体的検討について

上記で示した非開示条項及び裁量的開示の規定の適用に関して、実施機関が非開示とした情報が条例で定める非開示情報に該当するか否か及び公益上の理由による裁量的な開示が適用されるか否かについて具体的に検討する。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

本件対象公文書である文書①において個人情報として非開示とされているのは、非開示部分①「経営規模等評価申請書別紙二の技術職員名簿のうち役員を除く者の氏名、生年月日及び資格者証交付番号」、非開示部分②「工事経歴書のうち配置技術者氏名欄中役員を除く者の氏名」及び非開示部分③「実務経歴証明書のうち役員を除く者の氏名、住所及び採用年月日」である。

これら非開示部分①から③までは、いずれも条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当するものであることは明白である。

また、以上の非開示とされている情報は、いずれも法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

(2) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の適用の可否について

異議申立人は、条例第9条の適用による開示を求めているものの、同条が適用されるべき公益上の理由についての具体的な主張はなされておらず、上記（1）において非開示とされている情報を保護する利益に優越する公益上の理由は特段見当たらないことから、条例第9条を適用する必要性は認められない。

4 結論

以上により、実施機関が公文書一部開示決定をした本件処分については妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成21年12月9日	実施機関から諮問を受けた。
平成22年1月5日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成22年3月17日	異議申立人から意見書が提出された。
平成23年11月11日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成23年12月9日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成24年2月17日 (審査会第3回目)	異議申立人の意見陳述の聴取を行った。
平成24年3月23日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成24年5月18日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成24年7月20日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
釜 瀬 司	岡山県広域水道企業団 事務局長	